文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

	提案区分							
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
38		化	間要件の緩和		ち、重ねて修学することとなる休学前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象か	高等学文会法等等就学支法法等等就学支法法等等就学支法法等等就明明第2号操务。 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	文部科学省	愛知県
39	Bにる緩和力		付金事業(公立小中 学校等)に係る対象事		【制度改正の必要性】 学校施設(公立小中学校等)の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改造(こついては、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するものであること」建物全体の延く床面積の約70%以上を改造するものであること」等の対象事業の要件が設定されており、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となっていない。老朽箇所の復旧を目的とした部分的な改修によって、長寿命化が図られる施設もあることから、こうした改修も対象事業とするよう要件の緩和が必要である。 【支障事例等】 「大政修・大政修・大政修・大政修・大政修・大政修・大政修・大政修・大政修・大政修・	学校施設環境改善交付金交付金交付要綱別表1項6	文部科学省	愛知県

	提案区分							
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
241	B地すの対制	化	学校施設の長寿命化 対策に係る支援制度 の充実	る必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等終合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画のある「個別施設計画」の策定を求めている。また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設さ	義務教育諸学校争の 教育の国律第(2条 第2項 学校施設環境 第2項 学校を改列表1	総務省 文部科学省	德滋京大和烏香愛高京関合 島賀都阪歌取川媛知都西 県県府府山県県県県市 広域 連
155	B 対す にる規和 経和	化		の耐震工事に対して地方公共団体が独自に助成する場合は、緊 協防災・減災事業債の対象にできるようになったが、私立小中高等学校の場合、起債の対象と る施設が指定避難所に限られており、対象となる施設が少数であるため、指定避難所の要件を撤 限していただきたい。	自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担が伴うため、耐震化に踏み切れない学校法人もあり、平成26年4月1日時点における本県の私立小中高等学校施設の耐震化率は67.9%・全国39位となっている。 【地方財政措置の状況】	平成27年4月21日付 文部科学省初等作 教育部科学省 教育課 育島幼省等等 東務連絡 「平成27年度における 耐震化事業について」	総務省、 文部科学省	長崎県

	提案区分							
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
42	B 地方する規制	化	業費補助金(いじめ対 策等総合推進事業) に係るスクールカウン	実施に係る配置校の総数の 10%以内を目安とするという枠を 撤廃すること。	本県では、県立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、臨床心理士を要望のある全ての学校に派遣している。近年、自殺等重篤な事業の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、スクールカウンセラーによる支援は必要不可欠なものになっている。	教育支援体制整備事業報助金(いじ事業の)交付を 業等総合推進事業 等等機等20条 スクールカウンセラー 等活用事業実施要領 5	文部科学省	愛知県
92	Bは対すのは、日本のでは	化	文化財関係国庫補助 金に係る補助対象の 追加	地方公共団体が所有する物件についても補助対象とすること。 要項3(6)について文部科学省 所管文化庁所属の国有財産以 外も補助対象とすること。 ②要項で補助対象となる庭園 以外の史跡や天然記念物(島、 岩石地、池、沢、森林を除く。)に ついても補助対象とすること。	は部局予算の3~4割程度を占める例もある。 文化財の維持管理費は、予算削減の対象になり易く、年々予算の確保が困難になってきている。 また、毎年予算の範囲内でできる限りの維持管理を進めているが、除草作業等が十分に行えず、 県民から苦情を受ける場合もある。さらには、維持管理の不十分さが、文化財の修理時期を早める	文化財保護法 指定文化財管理費国 庫補助要項	文部科学省(文化庁)	九州地方知 事会